

令和7年第5回 飯塚市議会会議録第7号

令和7年12月16日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第14日 12月16日（火曜日）

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第112号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 2 議案第113号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第114号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第115号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第116号 令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第117号 令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第118号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第119号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第120号 令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第121号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第122号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 12 議案第123号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第124号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 14 議案第125号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 15 議案第126号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 16 議案第127号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 17 議案第128号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 18 議案第129号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
- 19 議案第130号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 20 議案第131号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 21 議案第132号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 22 議案第133号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- 23 議案第134号 飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 24 議案第135号 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例
- 25 議案第136号 飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 26 議案第137号 財産の譲渡（太郎丸二区集会所建物）
- 27 議案第138号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）
- 28 議案第139号 土地の処分（飯塚市鯉田字黒岩）
- 29 議案第140号 土地の処分（栗尾工業団地南側）

- 30 議案第141号 指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設）
 - 31 議案第142号 指定管理者の指定（街なか子育てひろば）
 - 32 議案第143号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいづか）
 - 33 議案第144号 指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）
 - 34 議案第145号 市道路線の認定
- 第2 追加議案の提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第146号 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 議案第147号 飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
- 第3 請願の説明、質疑、討論、採決
- 1 請願第14号 サンビレッジ茜の存続に関する請願
 - 2 請願第15号 ごみ処理計画の抜本的な見直しを求める請願
- 第4 各種報告事項の説明、質疑
- 1 第3次飯塚市総合計画策定基本方針について（企画政策室）
 - 2 第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略総括評価報告書について（企画政策室）
 - 3 工事請負契約について（契約課）
 - 4 工事請負変更契約について（農業土木課）
 - 5 飯塚市教育委員会事業評価結果（令和6年度分）について（教育総務課）
 - 6 工事請負契約について（企業管理課）

○会議に付した事件

- 第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第112号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 2 議案第113号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 3 議案第114号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
 - 4 議案第115号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

昨日に引き続き、「議案第112号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。

昨日は分かりやすい資料を頂いて、資料について質問しておりました。その過程で、基金に着目して、期末の計画値よりも10億円に至ろうとするくらい多いというような指摘をしてですね、介護保険料の改定について、中間年であってもどうかというようなこともお聞きしたところ、答弁としては、中間年でもする場合がありますけれども、その場合は給付費の——、何と言われましたかね、大幅な増が生じたときというようなことだったので、私としては、それは介護保険料の値上げのときは中間年度もやるということかと。そういう答弁かと理解したんですけども——。

そうであれば、逆にですね、中間年で改定できるということであれば、保険料の給付費が大幅に下がった場合、介護保険料の減額の改定もできるのではないかという問題意識を述べたところだったんですよ。

それで、この件については先ほどの答弁で、中間年の変更、改定についての答弁ですけども、

介護保険法では、今言われたような文言があるのかと思って調べたけれど、見当たらないんですよ。中間年における改定について、「給付費が大幅に増のときは大丈夫ですよ」みたいに――、法には見えないんですけど、何に書いてありますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

途中の変更が禁止されているという条項ではなくて、介護保険法上、保険料の算定のときに3か年の見込みの基に立てなさいというようなことが法の中に規定されています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

介護保険法は、確かに3か年計画でいきますよというふうになっているけれど、介護保険法第117条においては、「変更しようとするときは」というのがあるんですよね。「定め、又は変更しようとするときは」と。あるいは、「変更したときは」というものもありますよね。ちょっと紹介してください。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

介護保険法の第117条で、「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」というものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

定めるときまたは変更しようとするときは、「被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」というのが第12項ですね。

第13項がありますでしょう。同様のときは、「都道府県の意見を聴かなければならない」と書いていますよね。確認できますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

そのように書いてあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

続けて第14項に、今度は、「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。」と書いていますので、昨日答弁があったとおり、中間年でも変更できると法によって規定があるわけですね。

そこで、先ほどから言っておりますのは、「給付費の大幅な増大のときは」とおっしゃったかなと思うんですけども、その文言はどこにあるのかなど。施行規則とか、施行令とかいろいろ規則にその記述があるのかと思ったんですけど、それをちょっとお尋ねしております。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

施行規則等にそういう文言があるというわけではなくて、最初に申しあげましたように、保険

法上、介護保険料の設定をする際に、3年間の見込みの基にというものが大原則としてございますので、通常、基金の積み上がりがあるからというところをもって変更するものではないと認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

被保険者の思いとしてはね、昨日言ったとおりですよ。本当に生活を脅かすような金額を、介護保険料を年金から天引きされ、または年金では天引きできないというようなくらい少ない場合は納付書が送ってくるというような状況の中で、期末で3億円程度に基金が減るように設定されているのにね、逆に2年間で2億6千万円も基金が増えるというのは、「払い過ぎですから返してください」と思うのは当然だと思いますが。

今課長がおっしゃったようなことに着目すれば、なぜこのように乖離が生じるのかと、基金残高において、計画値との関係で。それからいえば、背景にあるのは給付費でしょう。だから、給付費が計画どおりになっているのかどうかに着目すれば、計画が実際との関係で著しく乖離があるという状況のときに該当するのではないかと思うんですよ。

それで、比較ができますか、給付費との関係で。資料には折れ線グラフで給付費が書いてあるんですよ。だからちょっと数字が読みにくい。どうなっていましたかね。計画値との関係はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

計画値としましては、令和6年度介護保険給付費が152億7752万円。それに対しまして、令和6年度の実績値が146億6884万円となっております。この差額が給付費の差になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、令和6年度の給付費見込みをおっしゃったんですかね、152億7500万円ぐらい。令和6年度を言ったわけですね、152億円で、決算が146億円なんですかね。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

令和6年度の決算額が146億6884万円になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これで6億円違うわけでしょう。それで、昨日のお話を聞いて、繰越金はいくらでしたかね。4億5千万円になっていましたかね。幾らでしたか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

前年度繰越金は4億5734万円でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和6年度というのは第9期計画の初年度、第1年度が終わったところで、給付費計画ではおおむね152億円に対して実績が146億円で、6億円が見込みどおりにならなかったという実績があるんですよ。

それで、実質収支に基づく繰越しが4億5千万円程度ということになったわけですね。これらは基金に反映していくわけでしょう。だからこの9期計画は、初年度から、給付費においてこういう繰越し方をしてきて、それが介護保険料との関係もあって、この繰越しにきているわけでしょう。

そうしたら、令和7年度の見込みとの関係ではどうなるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

令和7年度は計画上は156億4085万円でございます。今、補正時点で、見込みのところが149億9399万円になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、給付費においてですね、計画値が156億円、実績が149億円の見込みですから、億円単位で計算すれば今度は7億円の乖離ということになるわけですね。この間、介護保険料の料率は変わらないわけですから、令和7年度の実質収支がどうなるだろうと思うわけです、決算した場合。これは来年の夏にしか正確には出てこないということでしょうけれど。

そうしますと、この計画値との関係で、億円単位の概算でいえば2か年で13億円の給付費の、過大な計画との関係で実績が追いつかないというふうに言ってもいいと思うけれど、そういう状況になっているわけですよ。それらは、被保険者の動向にもよると思うけれど、同じ介護保険料できているわけですから、基金にも反映すると。当たり前のことなんですよ。

昨日、介護保険料を中間年でも上げるときは上げられるけど、下げるのは無理みたいな感じでしたけれど、このように、計画における給付費と実績に乖離が生じているということでは、中間年における事業計画の変更ができるというものが、この法律の中から出てくるのではないかと思うんだけど、この辺についてはどうお考えですか。検討したことがありますかね、補正を出すときに。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

補正予算組立てのときに保険料の変更は考えておりません。介護保険料の算定につきましては、介護保険事業計画の中で決定してまいりますので、保険料を変更する場合には、給付費の見込額を再度見直しをして事業計画の変更が必要になります。その際には、また審議を高齢社会対策推進協議会のほうでしていただくようなことにもなりますので、私どもとしては介護保険料の変更ということは補正予算では考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

考えなかったということですね。

それで、昨日の質問の冒頭部分で言ったのは、この補正を本来出すのであればですね、介護保険料の引き下げを行うという決意の下にね、介護保険料引下げの条例案とともに提出する考えはなかったのかというふうにお聞きしたんですね。なかったということなんですか。

昨日から今日にかけての質疑、答弁の過程で、中間年においても改定ができるということが確

認できたと思いますけれど、その認識でいいですかね。福祉部長は誰でしたかね。お願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

昨日も申し上げましたけれども、そもそも事業計画の見直しというものにつきましては、先ほど介護保険課長のほうも申し上げましたとおり、高齢社会対策推進協議会のほうとの協議になっていきますが、これについても時間が非常にかかります。

それから給付費につきましても、これはもともと計画する段階においてというところで、御覧のとおり計画値からいきますと少し乖離があるということも十分認識をしております。

ただ、やはり1つの事業計画の中でやっていきますし、昨日も申し上げましたけれども、10期の計画をするときにはですね、より詳しく精査をしてやっていきたいということで、この3か年の中で見直しということにつきましては、先ほどから申し上げましたとおり、今のところ考えはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私がお尋ねしたのは、昨日から今日にかけてのやり取りの中で、「中間年において、改定ができるということが明らかになりましたね」ということを言っているんですよ。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

その改定ができるというところがちょっと認識が違うのかなと思いますけれども、給付費が増大していったときに、介護保険特別会計の中で賄えないということになりますと、それについては介護保険料の見直しということを検討すべきであるということですし、今基金が積み上がっているからといってその分を下げましょうということについては、先ほどから申し上げましたとおり、3年間の中で事業計画をやっておりますので、その途中でそれを改定できるというふうには認識しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が今確認を求めたのは、まず法上できると。これまで法上出来ないということをやっとあなた方は言い続けてきたじゃないですか。介護保険法を見れば、先ほど紹介したとおりなわけですから、法上は変更できるということでしょう。変更と書いているわけですよ。「介護保険料だけを」とか書いていないですよ。計画を変更と書いているじゃないですか。被保険者の意見を反映させるようにしましょうねと。それから事前に都道府県の意見を聴かなければならない。そして、変更したときは遅滞なく知事に提出と。だから、知事の許可とかは書いていないんですよ。被保険者の意見は反映させるために必要な措置を取りますと。被保険者の意見は反映させるということになっているわけです、第12項で。第13項は県の意見を聴く。第14項は知事に変更計画を提出するとなっているんです。市長の責任でできるということなんです。

それが3か年計画中の変更はできませんと言い張ってきた。昨日は給付費が増大したときはできますよというふうに言った。これは計画そのものの変更を言っているわけですから、「給付費が増大したときは」とかいう文言は、法には少なくともないわけです。

あるのは、第12項で、「又は変更しようとするときは」という、「変更しようとするときは」と書いているので、市長が決意を固めれば法律上できるということじゃないですか。

部長、そのことをね、まず確認してもらいたいわけです。昨日からのやり取りの中で、今日の

やり取りの中で、できるということを確認してほしい。どうですか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

法律そのものの文言につきましては、今、質問議員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、この法律の解釈の仕方だというふうに考えておりますので、そこについてこれまでも検討をしたことはありませんし、そこについては内部協議というか、より詳しく検討する必要があるかなというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

よく聞こえないところもあったんだけど、ずっと日本語的には1文で答弁しましたね。前半で「何とかですが」というところまでは、そのとおりだと。法によって変更できるという趣旨の答弁だったんですかね、前半。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

法律でそういうふうになっているということについては十分理解できます。私が申し上げたのは、その解釈の問題だろうというふうに思います。それで、ここについては、これまでも、そういったことで内部で協議したとか、検討したとかいうことはございませんので、だから今すぐ——、この法律に書いてある文言というのは理解できますけれども、その解釈の問題でありましょうから、それについては内部で話していくべきではないかというような趣旨で申し上げました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その法律を理解できるというのはどういう意味ですか。私は、「法によって変更できるということを確認できますよね」と聞いたんだけど、理解できるというのはどういうことですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

介護保険法上、おおむね3年を通じて、財政の均衡を保つことを目的として計画期間を設け、支出及び収入の状況を勘案して保険料率を設定することとなっておりますので、先ほどから申し上げますように、法律の解釈でしようから、それができるとかできないとかというふうに——、解釈としてできるというふうに今までできておりませんでしたので、もしそれをすることになれば、内部協議なり、関係機関との協議なりというのが必要になってくるだろうというふうな趣旨で申し上げたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、あなたは先ほどから、どうしてもね、3つのことを3点セットで答弁するわけですよ。1番は、「法上できると理解はしますが」とくるでしょう。「法の解釈のことは調べたい」と。3つ目は、「今までしたことがない」という。この3点セットの答弁なんですよ。

それで、3つまとめると難しいので、まず、法上変更できると書いているのに——。「変更しようとするときは」、「変更したときは」というふうに、第117条第12項、第13項、第14項に書いているじゃないですか。ですから、「これはできるということですよ」というのを、まず、3点セットの1番で確認しようとしているわけです。

あなたは「理解できる」というふうにしか言わない。「理解できる」とはどういう意味かと聞いたわけですよ。「確認できますか」と聞いたのに、「理解できます」と言うからかみ合っていないでしょう、質問と答弁が。確認できますか。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

そこがやはり解釈の問題だろうと思っておりまして、3年ごとに料金の改定・見直しを行っていく上での手続だというふうに解釈したと。計画期間の途中に改定するということを前提としておりませんので、それを計画期間中にやるということになると、それについては協議が必要であるというふうに申し上げたところでございます。

ですので、3年ごとに改定するということにつきましては、法律に書かれていることについては理解ができるというふうな答弁をさせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今度は新3点セットを言われたような感じがしたけれど、理解ができるというのは読めば分かることなんですよ。理解できるというか、書いてあるんだから。

あなたが今言ったのはね、「3年が計画期間ということは理解できる」と今度は言ったでしょう。先ほどは「中間で変更できると書いているということを使ったのは理解できる」という言い方をしたじゃないですか。

ちょっと、あなたは介護保険法を手元に持っているんですか、今。持っていないの。ちょっともらって、第12項、第13項、第14項を読んでみてください、ここで。そうしたら、ここにおる人みんなが納得しますよ。ちょっと読んで。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

介護保険法第117条第12項には、「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」、第13項におきましては、「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。」、第14項では、

「市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。」と書かれておりまして、この中に出てきます「変更」ですとか、「計画を定め」と書かれておりますので、できないことはないというふうに書かれておるものと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

正確に言うと、「しようとするときは」、「又は変更したときは」ということで、しかもこれは保険者である武井市長の決断でできるということになっていきますよね。先ほど言いましたけど、知事の許可が要るとか。知事には提出するだけですから、できるということなんです。できないことはないというのは微妙な言い回しでしたけど。

それで、福祉部長の、だけど解釈をどう考えるかということだったけど、それは、変更したときは、あるいは変更しようとするとき、どういうときに変更しようとするかということをおっしゃっているんですかね。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

解釈の話の答弁を差し上げましたけれども、変更するというのをこの3年間の中で想定をしておきませんので、それを3年間の計画期間の途中で見直すかということの協議とかを検討したことがございませんので、そのような答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

法律上できるということ、あるいは「しようとするときは」と書いてあるんだから、できるに決まっているんだけど、そのことを飯塚市役所は一貫して認めてこなかった。そして福祉文教委員会でもそういう答弁を繰り返してきました。

しかし、昨日は、給付費が大幅に予定より増大するというようなときには変更できると言われたので、それは介護保険料のことですけど、値上げのときは上げるけれど、下げるときはどうするんですかという話をしたんですよ。

それから言えば、結局、「変更しようとするときは」という意味はですね、「変更の必要が生じたときは」という意味ですよ。変更の必要が生じたときが変更しようとするときなんですよ。どういうときに変更の必要が生じたかということは、給付費の計画値と実績の乖離が、概算で第1年度で6億円、第2年度で7億円、これをどう見るかということじゃないんですか。それに由来して、基金残高がこのままだったら、令和8年度期末で14億円ぐらいになってしまう危険がありますよね。だから、これは既に計画の変更の必要が生じている状態ではないかと私は思うわけですよ。

参考までにちょっと言っておきますとね、何県かな、生駒市というところがあるでしょう。そのホームページに、すぐ検索で出てくる。第9期介護保険事業計画の変更案についてというのが出ています。第117条で、3年が単位になっていきますけれど変更できるんですということをやっていますよ。事業の見直しをやっています。そして、当然ながら、積算していった給付費の変更もしています。そのために介護保険料の計算をやり直しています。第9期中の介護保険料の数字と新たに検討し直した数字があまり大きく変わらないというような判断で、介護保険料の改定の用はないというような趣旨のことを書いています。

ですから、武井市長が、あるいは福祉部長ということもあるんでしょうけれど、これほどの給付費の計画と実績の乖離、それから基金残高のこのような計画値との乖離は物すごい勢いで拡大

中ですから、検討して当然じゃないかと。

先ほど、検討したいという趣旨のことを言われたんですかね。今までしたことがないけれど、協議が必要だということは、協議をするということですかね。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（東 剛史）

先ほど申し上げたことにつきましては、もし介護保険料そのものの見直しをするということになると協議なりを、そういうことを想定しておりませんでしたし、これまでやったこともございませんので、そういう必要性があるというような趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨日から、課長は介護保険料に関していえばですね、そこに着目するのもあるかもしれないけれど、それについても給付費の見直しからずっとやっていく必要がありますというふうに答弁がありました。

それで、11月26日にふくおか県央環境広域施設組合議会があっている最中に、高齢社会対策推進協議会が同日の午後にあっているんですよ、実は。そのときに、本来は、私の発想で言えばね、それ以前に、今やり取りしたようなことを含んだ相談をしておってもよかったのではないかとこのふうにも思うくらいです。

そこで、補正予算書の174ページ、債務負担行為補正、第10期策定支援委託料補正について説明してください。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援の業務委託を実施するに伴い、当初は令和7年度に高齢者実態調査、集計、分析、報告書の作成までを行う予定でしたが、分析、報告書の作成までを年度内で終えることは難しいと判断したため、債務負担行為の変更をするものです。委託料の総額では976万7千円から944万7千円となり、32万円の減額となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

支援の内容をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

事業計画策定支援の業務内容につきましては、高齢者実態の調査、集計、分析、報告書の作成を行い、国の指針に即した計画策定についての助言や、基本的な政策目標及び重点課題の整理や各種推計を実施し、高齢社会対策推進協議会への運営支援等となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

高齢社会対策推進協議会における審査、これに関連したコンサルの役割はどういう役割になりますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

今年度から令和8年度にかけては、次期令和9年度から11年度までの飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定してまいりますので、高齢社会対策推進協議会において計画の内容をご審議いただくこととなります。さきにも答弁しましたが、コンサルタントには国の指針に即した計画策定についての助言や、基本的な政策目標及び重点課題の整理や各種推計を実施することなどの役割を担っていただくものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書184ページ、1目の一番上にありますけれど、居宅介護サービス給付費の補正の理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

居宅介護サービス給付費につきましては増額になりまして、通所介護の増と、短期入所者生活介護の増が見込まれるために補正をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その増の背景はどういったことか、分析がありますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

増の実際の理由につきましては、中身について調査はしておりません。給付費が実績に基づいて見込みを立てたところで増になる予定というところです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのこのところの検討というのは大事なことはないでしょうか。

それから、その下、2目、地域密着型介護サービス給付費の減額について、事情を聞かせてください。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

地域密着型介護サービス給付費の減につきましては、認知症対応型共同生活介護グループホームが4119万円の減、地域密着型特定入所者生活介護が4540万円の減となっております。それと地域密着型通所介護、デイサービスになりますが、4287万円の減となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

食の自立支援業務手数料313万8千円があります。説明を求めます。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

事業概要について、まず説明いたします。食の自立支援事業、配食サービスにつきましては、在宅でかつおおむね65歳以上の者のみで構成される世帯、またはこれに準ずる世帯に属するおおむね65歳以上の者であって市長が必要と認める者で、食の調達が困難かつ栄養改善が必要な高齢者に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、栄養状態の改善を図るとともに、配達の際に利用者の安否を確認し、異常等があった場合には、緊急連絡先や関係機関への連絡を行う事業です。週7日以内で1日1回、夕食を配達しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市では具体的にどういう制度になっていますか。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

このサービスにつきましては、先ほど言いました週7日以内で1日1回、夕食の配食のときに、相手の見守りとか安否確認をする配食サービスを兼ねた見守り事業になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

利用者は、利用しようとするとき、どこに相談することになっていますか。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

まずは、その地域の包括支援センターへご相談していただくような形になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今年度の実績が補正額になるんでしょうけど、説明してください。

○議長（江口 徹）

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（村上 光）

4月から9月までの上半期を令和6年度の実績、下半期を令和6年度の決算見込みで今回の増額を編成しております。今年度8月までの実績と当初予算見込みを比較した際、利用者数が月平均13名増加した影響により2.9%、約1千食の増となっております。また、期間全体では2.9%の増であるものの、1人当たりの月平均食数は、増加した7月では0.9食、8月では0.4食となって、それぞれ6%、0.9%の増となっております。

○議長（江口 徹）

次に、質疑通告以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第112号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論を行います。

歳入では、第1号被保険者保険料の3895万9千円増額、前年度繰越金の4億5734万円の増額、その一方、介護保険給付費等準備基金繰入金の5866万8千円の皆減が特徴です。基金繰入れはゼロ、取り崩す必要がないというわけです。

歳出では、居宅介護サービス給付費の1億1410万8千円の増額、地域密着型介護サービス給付費1億1344万6千円減額、介護保険給付費等準備基金積立金の1億9409万2千円増額が特徴です。

福岡県で最も高い介護保険料を引き下げするために、第9期計画では前期3年間を通じて膨れ上がったおおむね10億円から7億円を取り崩すこととしましたが、基金残高は逆に拡大し、2024年度末は10億6357万円、2025年度末は今回補正によって12億6677万5千円と過去最大となります。見通しを超えた分は、第10期で活用できるとの考え方は、高過ぎる介護保険料に苦しむ高齢者を全く顧みないものであります。来年度からの介護保険料のさらなる引き下げの速やかな実施が必要であります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第113号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

「議案第113号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の補足説明をいたします。

補正予算書の203ページをお願いいたします。第1条において既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ7102万7千円を増額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ25億3393万4千円としようとするものでございます。詳細につきましては、事項別説明書でご説明いたします。

まず、歳出予算についてご説明いたします。208ページをお願いいたします。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、4月及び5月に収納した保険料など7275万3千円を繰り越して納付するため、7278万8千円の増の24億8062万1千円を計上しております。

次に、歳入予算についてご説明いたします。206ページをお願いいたします。5款、繰越金につきましては、令和6年度の出納閉鎖期間、令和7年4月及び5月の収納分の保険料など7666万8千円を計上しております。

後期高齢者医療特別会計は、団塊の世代のピークが76歳から78歳に達したばかりであり、依然として、75歳到達による被保険者の伸びが高く、予算規模は毎年拡大している状況でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書204ページ、第1表、歳入歳出予算補正、そのうちの歳入ですね。先ほど紹介がありました繰越金、補正額7666万7千円ですけれども、増額補正です。内訳をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

予算書では206ページになります。5款、繰越金、こちらにつきましては、そちらの内訳でございまして、後期高齢者医療保険料の受入れにより発生した保険料分7275万3千円と、一般会計繰入金の受入れにより発生しました事務費分391万5千円として受入れを行っております。

なお、保険料分につきましては、7275万3千円でございますが、令和6年度保険料について、出納整理期間の令和7年4月に受入れたものが7116万1千円、令和7年5月に受入れたものが159万2千円となっているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その繰越金の下に延滞金、加算金及び過料があります。3万6千円の増額補正となっておりますけれども、この説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらの延滞金につきましては、後期高齢者医療保険料の未納者に対する延滞金となっております。飯塚市後期高齢者医療に関する条例、第6条第1項及び附則第2条に定めておるところでございますが、令和6年度の場合でございますと、納期限後1か月以内に納付する場合は延滞金率年2.4%、納付期限後1か月以降に納付する場合は年8.7%となっているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

滞納の場合の率は14.6%というような数字があったと思いますけれども、後期高齢者の場合は、今言われた2.4%、8.7%という感じなんですね。14.6%ということはないわけですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

延滞金につきましては、飯塚市後期高齢者医療に関する条例の第6条と附則の第2条で定めておりまして、第6条の場合には、延滞金は14.6%という数字が出ていますところでございますが、現在、附則にございます延滞金の割合の特例というところを読みまして、先ほど申し上げた率になっているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

14.6%という数字はどこから出てきているんですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

条文を読ませていただきます。先ほどの飯塚市後期高齢者医療に関する条例、第6条、「被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付全額が2千円以上（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、その納期限

の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じた金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」というところの条文になるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

14.6%という数字が、そもそもどこから来ているのかというのがあるわけですね。消費者ローン並みの数字になっておるかと思うわけですね、高い場合の。

滞納があった場合、減免制度はどうなっているのか、それは補正では反映があるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

延滞金に滞納があった場合の減免ということでございますが、先ほど申しあげました飯塚市後期高齢者医療に関する条例の第6条第3項に、被保険者または連帯納付義務者が納期限までに保険料を納入しないことについて特別の理由があると認めるときは、延滞金を減免することができるとの定めがございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

連帯——、何とおっしゃいましたかね。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

連帯納付義務者でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは誰のことですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

本来の納税義務者が税金を納められない場合におきまして、代わりにその税金を納める義務を負う人のことを指しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

具体的にはどういった方々が想定されますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

例えば、納税義務者の方が亡くなって、その後、相続する方などとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後期高齢者医療保険料の請求先はどこになりますか。誰宛てに請求が行くんですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

原則、被保険者宛てに保険料の請求がまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国民健康保険加入世帯の場合でも、75歳を過ぎると後期高齢者医療制度にくくり込まれるわけですね。同一世帯でも、75歳以上の方で国民健康保険世帯の場合は、この後期高齢者医療保険料は、誰宛てに行きますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

国民健康保険に加入している世帯であっても、75歳を過ぎましたら後期高齢者医療に加入します。保険者は別となりますので、後期高齢者医療に加入の方に対しては、後期高齢者医療の被保険者に対して請求がまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうなんですかね。そうしたらちょっと戻りますけれど、連帯納付義務者は、自動的に3親等とかいうようなことで決められるんですか。あるいは、私が連帯納付義務者ですよという、そういうことの何か手続が要るんですか。そういうことをしないと、後期高齢者には移行できないわけ。

○議長（江口 徹）

川上議員、補正予算の方ですので、ぜひ、その部分でお願いをいたします。今の部分は補正予算からちょっと外れているかなと思いますので、ぜひ——。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

先ほど連帯納付義務者につきまして、相続人とお答えいたしましたが、間違えておりましたので、訂正させていただきます。後期高齢者医療制度におきます連帯納付義務者と申しますのは、その保険料を連帯して納める義務があるものにつきましては、世帯主、また、配偶者というところになります。そちらの2つにつきまして、連帯納付義務者と呼んでおります。申し訳ございませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということですね。

それで、後期高齢者医療保険料はどういう場合に滞納が生じると把握していますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

それぞれの事情があるとは思いますが、納付できない事情ができたときというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後期高齢者医療保険料は、原則的に年金天引きではなかったですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

納付の方法につきましては2つありまして、年金の天引きによります特別徴収と、納付書で納めていただきます普通徴収がございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、年金天引きの特別徴収において、滞納ができますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

年金天引きにおいて、滞納はでないと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「年金天引きをしてください」、「普通徴収で納付します」というのは自分で選べるんですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

申出が必要になりますが、選べるというよりも、切り替える場合には、口座振替に切り替えるというような形で申出をしていただく形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

口座振替と年金天引きは違いますよね。だから、口座振替でも普通徴収でしょう。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

普通徴収の中に口座の引き落としが入ります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

年金額が一定の水準以下であれば普通徴収というふうになっていると思うんだけど、それは相対的に低収入であると、低年金であるという場合が普通徴収になるんじゃないんですか。その場合が滞納が発生する可能性が生じるということじゃないんでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

無年金という層の方もおられると思うんですけど、それが全て低年金であるかどうかは別ですね。でも全体としてですね、年金から天引きができない状態の低年金、あるいは無年金で暮らしている方々の中に、相対的に滞納ということになる可能性が高いのではないかと思うわけですよ。

滞納するとどういうことになるんですか、医療サービスの関係は。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

後期高齢者医療に関しては、給付は普通に納付している方と同等に受けられることになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは滞納があっても、後期高齢者医療制度では医療給付制限はないということですか。確認してください。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

医療給付の制限はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、歳出208ページに後期高齢者医療広域連合納付金があります。増額補正ですね。説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、先ほど歳入の5款、

繰越金のところで説明をさせていただきましたが、前年度、令和6年度になりますが、こちらの出納整理期間に収納いたしました保険料を、後期高齢者医療特別会計から広域連合へ支払うための費用を計上しているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県後期高齢者医療広域連合は基金を持っていますか。分かりますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

申し訳ございません。資料を持ち合わせておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

基金を活用して高齢者の負担を軽減するということができるはずなんだけれど、広域組合の議会ではどういう議論があっているとか報告を聞いたことはありますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

後期高齢者医療広域連合での会議の内容につきましては、こちらの飯塚市のほうにも議事録等が来ております。随時、把握しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後期高齢者医療広域連合議会の会議録は、広域連合の事務局から担当課に来るんですか。市長には来ない。市長部局というか、市長は目を通すことができるんですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

各市町村の担当部署に、まずは連絡が来ている形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは飯塚市議会及び市議会議員に対しては、情報共有というふうに広域連合からは言っていないんですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

議会に対しましては、今回のように補正予算または当初予算、そういったところでのご報告をさせていただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今日、広域連合の負担金、納付金の補正が上がっているのでもうこういうふう聞いておりますけれど、その内容に関わっていく広域連合の議会の様子を、飯塚市議会は情報を受けない

んですよね。飯塚市議会宛て、あるいは飯塚市議会議員宛てという文書はないんですよ。議会のたびにその状況とかの報告があればですね、審査もやりやすいんだけど。

だから、負担金とか納付金との関係で、保険料の問題もですよ、広域連合が何十億円という基金があってもね、一旦取崩して保険料を下げたこともあるんだけど、今どのくらいあるのかとかいうのは議会のたびに明らかにしているんじゃないかと思うんだけど。そういう報告がないわけですよ。

ですから、そちらのほうに来るものは、市議会及び市議会議員宛てに周知するような依頼とかそういうものはないんですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

議事録等につきましては、あり次第、担当課のほうから議会事務局のほうに報告をさせていただいている状況ではございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その会議録は議会事務局には届いているわけですか。ちょっと議会事務局に確認してもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会の会議録の確認についてという文章が、武井市長のほうから江口議長のほうに届いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、いつも来るようになっているわけですか。武井市長から——、そうか、担当課が市長だからですね。いつも来るようにルールでなっているんですか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

会期ごとに届くようになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

会期ごとにといって、広域連合議会は年2回あるんですかね。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

令和7年第1回につきましては、令和7年3月21日付、それから令和6年第2回、これは前年になりますが、これにつきましては令和6年11月14日に届いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、それは、会期ごとに市長から議長宛てに来るルールになっているわけですね。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 47 分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

議事録につきましてですが、福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の第72条におきまして、「会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。」とございます。今回、飯塚市の市議会議長であります江口議員が、福岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員でございまして、担当課に来ました会議録、こちらにつきましては議会の議長宛てに送らせていただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

例えば、8月7日の第2回定例会では、請願の第4号、第5号、第6号があって、後期高齢者の医療制度や年金引上げ等に関する国への意見書提出を求める請願とか、75歳以上の医療費窓口2割自己負担の凍結を求める意見書採択等についての請願書、75歳以上の医療費窓口自己負担2割化の中止などを求める意見書提出についての請願書などが議題となったわけですね。

これは確かに、議会は県民全員が見られるような状態にはしているんだけど、先ほど課長が答弁されたような取扱いの趣旨で、市長から議長宛てに、江口議長は広域連合の議員ではあるけれども、広域連合の議員ではない市長から議長宛てに文書が届いておると。そういうことがルールになっているのかということを確認したんです。事務局のほうに。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

今回送付されてきた文書の中身としましては、まず、福岡県後期高齢者医療広域連合議会書記長から飯塚市後期高齢者医療担当課長宛てに文書が来ております。その内容としましては、ちょっと読ませていただきますが、

「令和7年第1回広域連合議会定例会の会議録の署名について（依頼）

平素より、本広域連合議会の運営につきましては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年2月3日（月）に開催された広域連合議会において、会議録署名議員につきましては、貴市選出広域連合議員である江口 徹飯塚市議会議長が指名されております。

この度、会議録の調製が終わりましたので、江口議長へお渡しいただき、御署名をお願いいたします。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。」というのが、まず、担当課のほうに届いております。

まず、その分につきましては署名議員ということで、担当課のほうというより、飯塚市長より江口議長のほうに署名という形で文書の送付がっております。

次にですね、令和7年10月31日の分は、同じく福岡県後期高齢者医療広域連合議会書記長のほうから市町村後期高齢者医療担当課長宛てに届いた文書になりますが、当広域連合議会の運

営につきましては——、というのがあります。標記に、いわゆる第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会の会議録について、別紙のとおり送付いたします。広域連合議会議員を選出いただいている市町村におかれましては、議員にお渡しいただきますようお願いいたしますということで、この分が会議録としてうちのほうに、武井市長のほうから江口議長のほうに届いている経過になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはルールになっているんですかね。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

この分のルールはちょっと確認を取っておりませんので分かりませんが、署名議員の形で届いている文書と、それと会議録について議員にお渡しいただきますようにということで、2通りの形で届いている経過があります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

直近のものは10月31日と言われましたか。10月31日付で、8月7日の第2回定例会のものが来たということですかね。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

10月31日付は広域連合の書記長から担当課長のほうへ。その後、令和7年11月20日付で、武井市長のほうから江口議長のほうに、令和7年8月7日の定例会の会議録が届いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

10月31日付で、広域連合議会の議員の資格で江口飯塚市議会議長は会議録を受け取ったということですかね。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

武井市長から江口議員のほうに届いたのは、令和7年11月20日になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはそう思っているんですけど、10月31日とおっしゃったでしょう。これは広域連合議会から広域連合議会議員である飯塚市議会議長江口 徹様ということで、10月31日付で、別に先に来ていたわけじゃないんですか。10月31日とは何ですか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

令和7年10月31日付の文書につきましては、福岡県後期高齢者、いわゆる連合議会の書記

長のほうから、市町村の担当課長宛てに届いた文書になります。ですから、まず、10月31日に、広域連合のほうから高齢者医療の担当課のほうに、議会のほうにお渡しくださいという文書が来ています。その後、11月20日付で、お名前は武井市長になりますが、武井市長のほうから江口議長のほうに「会議録について」という文書の送付がっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、江口飯塚市議会議長は、最初は組合議員の資格で10月31日に会議録を受け取り、そして11月20日は、飯塚市長から飯塚市議会議長の資格で同じ会議録を受け取ったということですかね。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

先ほどの会議録の受渡しについて、もう一度時系列でご説明差し上げます。

まず、令和7年10月31日に、広域連合議会書記長のほうから飯塚市の後期高齢者医療担当課のほうへ会議録の送付がございました。その送付された会議録が、武井市長名で、福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の江口議長のほうに、11月20日に届いておりますので、会議録につきましては、11月20日に1回のみ送付がなされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この会議録が広域連合議会のホームページにアップされたのは11月28日の午前10時頃なんですよ。ですから、江口議長は11月20日に市長から受け取っているわけですから、議員が独自の努力をすれば、28日の午前10時にアップされるということを知っていればですね、直ちに見ることができたけれども、この間は情報提供が全くなかったということになるわけですね。

そこで、執行部にお尋ねしますけれども、後期高齢者医療保険料については、この広域連合議会で決定されると思っておりますけれど、ちょっと確認してください。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

最終的に、保険料は広域連合議会の中で決定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

したがってですね、この広域連合議会で、令和6年度決算がどのように行われたか、審査がどのように行われたかについては、非常に、今回の補正予算（第1号）の審査にとっては、決定的に重要な情報だったと思うんですよ。それが、今日、12月16日、審査をしているという点からいっても、20日に江口議長が受け取って、もう1月——、本日に至るもですよ、議長から

は、審査の参考に供するというようなことでも情報が提供されていないありさまなんですね。

ちょっと議会事務局に、この際聞きたいんですけど、11月20日付で武井市長からこの会議録を受け取った後ですね、江口議長から、あるいは広域連合議会議員としての江口議員から情報提供、こういう会議録が既に届いていますと、あるいは、会議録そのものを議員に送付するよというような指示はなかったんですか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

11月20日に届いた会議録につきましては局長決裁でやっております。会議録の紙ベースについては、議長のほうにはお見せをしておりますので、そういった指示のほうは事務局のほうにはあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員と飯塚市議会議長の連名で、江口 徹様に、武井市長から来ているんですよ。先ほど言ったように、今回の補正予算の審査との関係も含めてですね、重要な情報だったと思うんだけど、これの指示がなかったということはどういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

先ほど、紙ベースでというふう限定してご答弁を差し上げましたが訂正させていただきます。この文書を受け取った後に、議会事務局のほうから、連合から届いたデータベースの会議録については議長のほうに送信をしております。その後、議長のほうからは、事務局のほうにそういった指示はございませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、データを送付した相手は誰と言いましたか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

データを送信した後に、議長のほうから議会事務局のほうに、議員のほうに周知するよという指示はございませんでした。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは先ほど聞きましたけれど——、それは紙か。データを送っても指示はなかったと。データの送り先は正副議長と言われたんですかね。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

江口議長です。正副議長ではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このときですね、議会側は認めていないと思いますけれど、江口議長は6月6日の日に、立法趣旨に反して委員会条例を適用ということで、自分が協働環境委員を任命しているでしょう。この協働環境委員に、所管でしょうから、このことを渡せということも言っていないんですか。

○議長（江口 徹）

議会事務局次長。

○議会事務局次長（上野恭裕）

そういった指示もございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この中には、後期高齢者医療広域連合の先ほど言いました基金の残高状況及び令和6年度決算の実質剰余金のことについても報告があっているし、審査もあっているんですよね。これらは、先ほど言ったような事情、保険料の決定は広域連合議会がするわけですよ。今回、連合会負担金とかいうのも決算や予算と関係があるわけでしょう。その点からいえばね、この情報を、従前はどうか分かりますけれども、今回、江口議長のところでも1月も止めておいたというのはね、ちょっと納得し難いということをおきたいと思います。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第113号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論を行います。

高過ぎる保険料の年金天引きで高齢者の暮らしは大変です。後期高齢者医療保険の保険料は、福岡県後期高齢者医療広域連合議会で決定されます。2年ごとに改定するとのことであり、令和8年度と9年度の保険料を決定するのは、来年2月12日、午後2時から福岡県自治会館で行われる令和8年第1回定例会であります。本市からは、広域連合議員は1名ですが、江口 徹市議会議長が広域連合議員として選任されています。

この広域連合は、令和6年度決算において実質的剰余金41億円余であり、運営安定化基金の残高見込み40億円と合わせれば81億円になります。物価高騰と猛暑対策の下で苦しむ高齢者の負担を軽減するために、この実質的剰余金41億円余を活用して、後期高齢者医療保険料を引き下げることができます。

広域連合議会では、既に今年の夏、8月7日、この決算に基づいて審査が行われています。この会議録は、10月31日付で、飯塚市担当課長宛てに送付があり、組合議員に渡していただきたいとの依頼があったことが分かりました。この会議録は、11月20日付で、本市の武井市長から後期高齢者医療広域連合議員、飯塚市議会議長宛てということで江口 徹議長に送付されています。この会議録は12月3日、12月定例会が開会し、関係補正予算の審査に入ってもなお、市議会議員には情報提供も資料送付もないままであります。江口議長のところまで届いていたこの会議録は、本市の後期高齢者医療保険特別会計補正予算案の審査にも関わるものであります。

この会議録が広域連合議会のホームページにアップされたのは、先ほど申し上げましたけれども、11月28日、午前10時頃とのことであり、いずれにしても、広域連合議会の議員として、江口議長が正しく指示を行い、今回、付託省略などをせずに、協働環境委員会に付託しておれば、詳細に審査できたはずであります。この点で、江口 徹議長、あるいは広域連合議員としての江口 徹議長の責任は極めて重大と言わざるを得ません。

後期高齢者医療保険について政府は、今年10月から75歳以上の高齢者のうち310万人の医療費窓口負担を現行の1割から2割へと引き上げました。物価高騰の下で、あまりに冷たいやり方です。75歳以上の高齢者の医療費窓口負担については、原則1割でしたが、自公政権の下、3年前、2022年10月、年収200万円以上の単身世帯と同じく、320万円以上の複数世帯について2割に引き上げました。ただ、3年間に限り、外来受診の月額負担増を3千円に抑える激変緩和措置を設けたわけですが、この措置も既に9月30日で終了しています。75歳以上の高齢者を差別的にくくり込むこの制度は廃止すべきであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第114号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

「議案第114号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の補足説明をいたします。

予算書217ページをお願いいたします。今回の補正は、9月4日までの売上げの実績を踏まえ関係経費の整理を行ったもので、歳入歳出にそれぞれ35億8405万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を292億102万8千円とするものでございます。

主なものを歳入からご説明いたします。予算書222ページをお願いいたします。1款、1項、1目、勝車投票券発売収入ですが、36億9038万2千円を追加するものでございます。

次に、2款、1項、1目、受託事業収入ですが、場外発売業務受託事業収入を9462万2千円減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。予算書224ページをお願いいたします。1款、2項、1目、事務費ですが、本場開催経費5億8169万4千円の増額は、主に民間ポータルサイト、いわゆるインターネット投票の売上増に伴うものでございます。

予算書225ページをお願いいたします。場外発売関係経費につきましては、5146万3千円減額するものでございます。2目、包括的民間業務費は、包括的民間委託契約に基づき、対象となる歳入から歳出を差し引き、そこから飯塚市への収益保証額を除いた額を支払うもので、1億6212万2千円の増でございます。4目、勝車投票券払戻金25億7588万7千円の増は、勝車投票券発売収入の増額に伴うものでございます。

予算書226ページをお願いいたします。1款、3項、1目、一般管理費の小型自動車競走場施設改良基金積立金につきましては、今後発生する施設の改修費に充てるための基金積立金でございまして、3億円を増額し、4億7千万円を積み立てるものでございます。補正後の年度末基金残高見込みは、21億2603万円となります。

3款、1項、1目、予備費につきましては、令和7年度の単年度黒字を見込むものでございまして、単年度黒字、つまり赤字解消額は当初予算より556万円減の1億515万5千円となり、令和7年度末の累積赤字見込額は2億5132万6千円となります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書222ページ、勝車投票券発売収入の増額補正を詳細に示してください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

メインスタンドのオープン以降、来場者が増加したことによる本場売上げの増及びミッドナイトオートレースが好調であることによるインターネット投票売上げの増が、主な要因となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メインスタンドオープンの後と言われたんですかね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

メインスタンドオープン以降に来場者が増加したことによる売上げの増と、ミッドナイトオートレースが好調であることのインターネット投票売上げの増が、主な増額の理由となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メインスタンドオープン以降の入場者増というのが、数字で分かるように説明できますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

令和6年度の入場者数の1日平均ですと1084人ですが、令和7年度の1日の入場者数の平均は1255人と15.88%の増となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどの答弁のされ方としては、「メインスタンドオープン以降」と言われております。「メインスタンドオープンの効果により」というふうには言われなかったんですけれども、この15.88%との関係では、メインスタンドオープンの効果というのは、特に実感できることがあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

失礼いたしました。メインスタンドオープン以降といいますのは、メインスタンドオープンの効果によりということで、その後に来場者が増えたものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メインスタンドのオープンはいつでしたか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

令和7年6月21日でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、「それ以降」でも、「効果」でも、少しニュアンスが違うと思うけれど、人数が増えたというのは、何との比較で増えたということなんでしょうか。月次で、前年同月比で伸びたとかね。何かそういった数字がありますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

昨年度の1日平均の来場者数と今年度の1日平均の来場者数を比較したのになります。ミッドナイトを除いて、来場者が来られるナイターや本場開催の日数で入場者数を割ったものとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入場者の状況というのは季節性もあると思うんですよね。それから、今言われたナイターとかいうのも当然あると思うけれど。それからいえばですね、メインスタンドオープンの前の、例えば1月から5月までの1日の平均入場者、それから、オープンして以降の7月から直近までの1日の平均を比較してみても、それは正しく見られないのではないかと思うわけですよ。

つまり、季節性の問題とかがあるわけでしょうから、そういった点でいえば、少なくとも6月21日オープンであれば、7月、8月、9月、10月というのを、令和6年の7月、8月、9月、5年の7月、8月、9月、そういうふうな比較をすると、メインスタンドのオープンの効果があったかどうかというのが見えやすいと思うけれど、そういう検討はしていないんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

議員が今おっしゃられたような比較はしておりませんが、令和6年度と令和7年度では、グレードレースの開催日などがちょっと異なったりしますので、今後、比較するときは、デイレースなど、開催の種類ごとに比較していきたいと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メインスタンドは工期とか伸びたりしましたけれど、総事業費は36億円の当初予算内で納まったわけでしょう。私は反対しましたけれど。それで、皆さんは確信を持ってやったんだけど、36億円をかけて。まだこれからほかにも、関連のお金が要るようですけど。それほど巨額を投じて行ったものについて、もう少し時間が経過しないと、効果がどうかというものが分からないということが、もしかしたらあるかもしれないけれど、先ほど言ったように、効果を感じているということであればですね、もう少し丁寧な分析が要るのではないかと思うんですよ。社会情勢の変化というか、市民の経済状況も変化が生じているわけですからね。こういうものと総合的に考えて、この36億円投資したものが、どういった点で効果があるのか、あるいはなかったのか。今後どういうふう考えるかということも分析しておく必要が、この補正との関係ではあ

るかなというふうには思いました。

それで次はですね、同じページ、222ページですけれども、すぐ下に受託事業収入の減額がありますね、9462万2千円。詳しく説明してもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

受託事業収入、場外発売業務受託事業収入となりますが、これは場間場外場、川口、伊勢崎、浜松、山陽で開催するレースを、飯塚場及び飯塚市管理施行専用場外場において発売した際の売上金額に対する開催場からの委託料収入です。インターネット投票の利便性に押され、場外発売の売上金額の減少が主な要因となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどからインターネット利用による購入というのを言われていますけれど、どういう層の方々が、年齢層を含めてね、年齢層は分らんか——。どういう層の人たちが、インターネットによる投票券買いにですね、広がっているのか、そういうことは分かりますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

JKAからの情報によりますと、若年層が多いとの情報を得ております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは想定内なんでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

若年層がインターネットをよく使われますので、ミッドナイトなどでのインターネットのみの販売等がありますので、そちらを多く利用されているようであります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じページなんですけれども、売店・競走会事務所等貸付料の減額についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

メインスタンドの整備に合わせて、食堂、売店の貸付料を減額改定したこと及び当初予算では1年間分で積算しておりましたが、メインスタンド整備により4月、5月は食堂、売店を貸付けていなかったことによる減額が理由となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

225ページ、場外発売関係経費5146万3千円の減額補正となっております。内容を紹介してください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

主に場外発売等業務委託料5170万3千円の減額分となりますが、場外発売等業務委託料は、飯塚開催レースを発売してもらった場合の委託料で、それぞれの発売場での売上げに委託料率を乗じて算出しますが、インターネット投票の利便性に押され、場外発売の売上金額の減少が主な要因となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、対象となる場外車券売場はどこにあるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

場外発売は、場間場外である川口、伊勢崎、浜松、山陽と、それぞれが所管する専用場外場になりますが、現在36場となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚オートが直接経営しているところは、経営というか連携をしているところはないんですか、九州各地に。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

飯塚市が管理施行しております専用場外場は11場となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはどこですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

鹿児島県に4場、宮崎県に3場、熊本県に2場、福岡県に2場の合計11場となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこの関係でも、この補正にある業務委託料の減額補正が関係しているんですかね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

こちらにつきましては、飯塚市が施行管理している分の委託料とは別のものになります。

○議長（江口 徹）

川上議員、よろしいですか。（発言する者あり）公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

飯塚市が施行管理しております11場の専用場外場については、この経費の中には入っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この5170万3千円の内容について、施設ごとに数字があるのかなと思うわけですよね。委託料減ですから。どこの分が増えた。どこの分が減った。それで合計するとこれだけ減額補正しないといけないというようなことになるのかなと思ったわけです。

これは1か所に委託しているんですか。仕組みがよく分からないので。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

それぞれの発売場の開催種別ごとの売上見込額に委託料を算出して見込額を出しており、それから計算したところ減額となっているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、お手元に5170万3千円という数字が見える資料があるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

見込額を出しておりますので、その金額から当初予算額を引いた金額が5170万3979円となっておりますのでございます。

○議長（江口 徹）

資料があるのかということは。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

予算資料としてあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

36場が見えるような資料になっているんですかね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

36場の発売場ごとに売上見込みを出しておりますので、そのような資料になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その資料を提出していただけないでしょうか。取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料は、提出できますか。暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

一部公開できない部分がありますので、そちらの分を削除したところで、各場の見込みの委託料の資料を提出させていただきたいと思います。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に、資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

要求がありました資料については、サイドボックスに掲載しておりますので、御覧ください。川上議員、よろしいですか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料をありがとうございました。

説明をちょっとしていただいていた方がいいですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

こちらが、場間場外と、各専用場外場の場外発売委託料の見込額を積算したものとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当初予算段階のものは、この中に数字がないんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

各場の分の数字はございませんけれども、一番下の令和7年度当初予算額で3億6965万7千円を計上しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

各場ごとの当初予算の委託料というのはいないんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

この表の中には、それぞれの当初予算の委託料は記載しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

この資料の一番右側は補正後のことなんでしょう。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (榊 敏江)

こちらが12月補正後の令和7年度の決算見込額として、12月補正の積算に用いた場外発売の委託料となります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それぞれごとの当初予算と補正額があって、一番右の補正後の委託料が出るんじゃないんですか。だから、それが分かる資料が見たかったわけです。この黒の中に、今言ったそれぞれごとの当初予算額と補正額と、そして補正後の額が一番右に出てくるとい資料はないんですか。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (榊 敏江)

そのような資料は作成しておりません。(発言する者あり)

○議長 (江口 徹)

川上議員、よろしいですか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

ちょっと納得がいきにくい。当初予算もあるわけでしょう、オートレース。当初予算をつくる時に、ここに数字が、令和7年度中の補正前の数字、当初の段階の数字があると思うけれど、ないんですか。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (榊 敏江)

今回の積算には、売上予測を用いて補正して委託料を出し、当初予算の総額から差引きをして計算しておりますので、それぞれの当初と比較して積算しているものではございませんので、当初予算のそれぞれの委託料を比較して、差引きして積算しているのではなく、令和7年度の売上見込みを、種別ごとに積算して委託料を算出し、その合計額から差引きしているものでございますので、そのような予算の資料をつくっていないところでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

大体、いつもそのように場外発売等業務委託料の補正はやってきたんですか。

○議長 (江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長 (榊 敏江)

当初予算を作成する時点で、翌年度の開催の種類や日数等がはっきり決定しておりませんので、この12月補正で種別ごとに積算をし直して、合計から差し引きしているものでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

経済建設委員会は奥行きが深い。

例えばですよ、川口の、これは円単位ですね、2670万6450円の委託料、この数字はどこから出てくるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

開催種別ごとの売上見込額に、料率を掛けて算出をしているものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

具体的にね、イコール2670万6450円になる算式、それはどういう数字になるんですか、具体的に言うと。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

積算に当たりましては、普通デイレースの売上げに料率を掛け、それに普通ナイトの売上げに料率を掛け、GⅡの売上げに料率を掛け、GⅠの売上げに料率を掛け、特別GⅠの売上げに料率を掛け、SGの売上げに料率を掛け、それぞれの場が飯塚市の場外を何日発売するかで売上見込みを出して、そして委託料を算出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今おっしゃったのは、この区分の横の列があるでしょう。ここにその計算が入っているということなんでしょう。そうしたら、ここを今答弁したんだから、見せてくれてもいいんじゃないかと。

それで、私の質問はね、川口の2670万6450円になるような数字を教えてくださいと言っているんですよ。「料率、料率」と言われるんだけど、その料率も知りたいし。これでは分からないでしょ、市民が見たときに。「飯塚オートレースはこのような経営しているんですか」と言われたくないでしょ。なぜ黒にしているかも分からないけれど、取りあえず出してもらったという点ではいいとしても、公営ギャンブルなんですから、透明性が確保されない困るじゃないですか。この数字になる計算式が知りたいわけ。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

契約上、料率等は公表できませんので、申し訳ございませんけれども、数式等について、具体的な数字は申し上げることができません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら、先ほどから「何とか掛ける料率、何とか掛ける料率」というのは、この区分ごとに、発売場によって違うと。それごとに契約していると。それは何で、明らかにできないんですか。（発言する者あり）均一ではなくても、なぜそこを隠す必要があるんですか。理由が分からない。

○議長（江口 徹）

先ほど契約上できないという答弁がございましたが。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから理由を聞いているわけ。(発言する者あり)大合唱だからね、元経済建設委員の。

よく分からない。料率をなぜ明らかにしないのかが分からない。税金とか関係ないでしょう。隠す理由は何ですか。

○議長(江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(榊 敏江)

申し訳ございませんけれども、契約上の手続の問題上、数字等は申し上げることができません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

どういう契約になっているんですか。公営ギャンブルなんですよ、どこも。民間ギャンブルではないでしょうから。公営競技なのに、料率についてもね、国民に明らかにしないという、そういう法律があるんですか。民法上の定めということではないでしょう。どういう事情で計算式も出てこない、料率も出てこない、何に基づいてそういうことになっているんでしょう。

○議長(江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(榊 敏江)

繰り返しとなり申し訳ございませんけれども、契約上の手続上、委託料率や詳細な積算については申し上げることができません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

「算出方法について」と書いてありますね。「委託率」というのは何のことですか。

○議長(江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(榊 敏江)

委託料を算出するための売上見込額に料率を掛けて算出しております、その料率のことで、開催種別や内容によって異なるものでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

「売上見込額の算出方法については『勝車投票券発売収入積算資料』を参照」と書いてありますけれども、この勝車投票券発売収入積算資料というのは、どういう資料なんですか。誰がつくっている資料ですか。

○議長(江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長(榊 敏江)

こちらにつきましては、平均売上金額を算出して、発売日数を乗じて算出した資料となります。当課にて作成をしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

当課というのはどこのことなんですか。

○議長(江口 徹)

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

公営競技事業所にて作成をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、国のほうでつくっているものをベースにしているとかいうことがあるんですか。それとも飯塚市の独自の判断でつくっているやつなんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

飯塚市独自で予算資料として作成したものとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それなら出せる、公表できるんですか。それであれば。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

勝車投票券発売収入積算資料につきましては、相手方の個別の売上げが掲載されている資料となりますので、資料として提出することは、申し訳ございませんが、できません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何ページぐらいあるんですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、提出できないという返事があっております。（発言する者あり）ページ数は関係ないですよ。できませんというので——。（発言する者あり）公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

2ページに収めた資料となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

黒塗りのところにずっと売上見込額があるわけでしょう。これに委託料をそれぞれ掛けていつているんでしょう。それで、横に足していつているんでしょう。そうしたらね、その基礎数字となるものが、売上見込額の算出は積算資料による——、売上見込額というのは積算するんですか。実績によるわけではないんですか。どういうふうにしたらこの売上見込額が出てくるのか、ちょっと教えてください。積算資料を参考にしているということだけれど。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

12月補正を算出するに当たりまして、それまでの実績に今後の見込額として令和6年4月から令和7年9月4日までの実績により、開催種別ごとの各発売媒体の平均売上金額を算出して、今後の見込額を実績に足して売上げを算出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは出せないんですかね。場ごとに。それを出すと、何の不都合があるんですか。契約に触れる。料率は先ほど言ったじゃないですか。委託率は契約によって出せませんというのは、納得していないけれど、答弁があった。売上見込みについては、それも契約において出せないとなっているんですか。契約書に書いているわけですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

相手方が公表していない個別の実績が入っておりますので、こちらからの提出はできません。申し訳ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

非常に納得がいきにくいので、契約書に何と書いてあるんですか、具体的に。第何条に、こうなっていますというのがあるんでしょう。その中に委託率という単語があるんですか。また、売上見込額という単語があるんですか。あるいは、それをくくる言葉があるんでしょう。契約の第何条にそれがあるんですか。36場ごとに該当する場が違うかもしれませんが。第何条にどういうふうに書いているんですか。これを真っ黒にしなきゃならない。それから積算資料も出さないという根拠となる契約書。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。補正予算の審議の中で場外発売委託の変化があるはあるんですけど、それである程度の資料が出ております。それで、これ以上資料は出せないということですので、この範囲内でどう組み立てるかを考えていただいて、質疑をやっていたかと思っております。今の詳細な部分に関しては、ある意味、堂々巡りになっているかと思っておりますので、別な質問をやっていただきましたらと思っております。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だから、そのつもりで別な質問をしたんですよ。だから、それが駄目な理由が契約の中にあるというふうに言うから、第何条に、どのように書いてあるのか、教えてくださいと言っているわけじゃないですか。だから、議長の希望に沿った質問になっているかと思っております。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

契約上といいますか、それぞれ料率等も違いますし、積算資料には相手の個別の公表していない数字等も記載されておりますので、繰り返しとなりますけれども、資料として提出することができませんし、契約書に、具体的に第何条というふうに記載されているというわけではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、先ほどと答弁が変わったんじゃないですか。さっき契約でそうなっているというから、契約書に書いてあると思いますよね。今の答弁は、契約書にはそういうことを書いていないと言わないですか。答弁を変えるんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

説明が足りてなくて、申し訳ございません。契約上といいますのは、契約ごとに料率が違うという意味でございます。申し訳ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたらね、契約書の中に委託率を公表してはならないということは書いていないということを確認していいですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

公開・非公開についての記載は契約書にはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、契約にもないことを公営競技事業所が、契約上、委託率がばらばらだからというのを盾にして、市議会に答弁ないし資料提出を拒否しているという状況が、この状況ですか。ばらばらだったら、なぜ出せないんですか。契約上、何のこともないんでしょう。何を根拠に出せないというふうに言っているのか、全然分からない。法的なものがあるんでしょう、何か。それを教えてください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（木村尊治）

今、副所長のほうから説明がありましたけれども、各場で、それぞれで契約しております。それぞれで料率の違う部分がございますので、契約上それぞれ不都合がございますので、これについては公表ができないということでしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ばらばらで何の問題があるのかと聞いているわけでしょう。契約の中で、例えば川口でもいいですよ。契約書の中で、「あなたの委託率とかは絶対公表しません」とうたっていないんでしょう。36場相手に全部うたっていないんでしょう。それは何て言うんですか——、不思議な感覚ですよ。

公営ギャンブルですよ。飯塚だけ公営ギャンブルじゃないんでしょう。相手も公営ギャンブルなんですよ。法に基づいてやっているわけでしょう。小型自動車競走法によってやっているわけでしょう。第1条は何となっています。法律の趣旨、「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う」としているというわけでしょう。これが目的ですよ。相手も皆、この法律でやっているわけでしょう。なのに、補正予算を出しているのに

当初予算の状況が分からない。補正額もアバウトに計算しただけですと。これ、公営ギャンブルの責任を持っているところが、市民の代表の議会に取る態度ではなかろうと思うわけですよ。法的にも根拠がないし。

そのことについては、今後もこういうやり方をするつもりですか。ちょっと聞かせてください。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（榊 敏江）

予算の要求、12月補正につきましては、今後もこのような形で見込金額を出して、算出していくこととしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もうこれだけでもね、補正を認められない理由になると思います。質問を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第114号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」に反対の立場から討論します。

勝車投票券発売収入は、当初予算246億6210万5千円に、36億9038万2千円を加えて、283億5248万7千円になります。

包括的民間事業費は、当初予算7億8584万5千円に、1億6212万2千円を加えて、9億4796万7千円となります。

小型自動車競走場施設改良基金は、前年度末16億5603万円に、新規積立て4億7千万円を加えて、21億2603万円となります。

これほどの大きな補正をかけているのに、審査の過程で、当初予算に係る売上見込み及び委託率などの数字を議会に明らかにしないというのは、公営ギャンブルとしては極めて不透明なことだと思います。

民間企業への包括的な一括委託があるわけですがけれども、公営ギャンブル事業にはなじみません。

この際、オートレースの今後の在り方について述べておきます。小型自動車競走法は、第1条で、法律の趣旨を「小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う」としてあります。しかし、地方財政の健全化というならば、地方交付税制度の充実が急がれるのであって、公営ギャンブルへの依存が大きければ大きいほどよいというわけにはいきません。

飯塚オートレースは、一方で、スポーツや観光としての愛好者があるにもかかわらず、公営ギャンブルなのに日本トーターという巨大企業に包括的に民間委託を続けているところに、本質的な矛盾があるのであります。日本トーターは、ギャンブルによって収益が上がれば上がるほど大きな利益を得られることになるわけですから、利益追求への衝動はもっとも限りなく膨れ上がることになり、ギャンブル依存症を広げる要因ともなりかねません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第115号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長(手柴弘美)

「議案第115号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算資料、補正予算概要書の24ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計繰入金を21万6千円増額し、2338万1千円にするものでございます。繰越金につきましては、前年度繰越金の額の確定により、12万1千円増額し、12万2千円にするものでございます。

次に、歳出でございますが、施設管理費を31万7千円増額し、913万3千円とするものでございます。

歳入歳出の主な増額の要因としましては、光熱水費の増額に伴い、一般会計繰入金も増額となったものでございます。

以上、「議案第115号」の補足説明を終わります。

○議長(江口 徹)

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

補足説明資料24ページに資料を出されております。補正予算書は239ページということのようですけれど、光熱水費31万7千円の増ということで、事情をもう少し詳しく聞かせてください。

○議長(江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長(手柴弘美)

光熱水費の補正につきましては、設備の修繕が緊急に必要となりましたので、光熱水費より予算流用にて対応いたしました。そのため、光熱水費が不足する見込みとなり、今回31万7千円の増額補正を行うものです。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

修繕が必要となった施設というのは、どういうものですか。

○議長(江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長(手柴弘美)

中継ポンプ水位計の修繕が必要となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

事情を聞かせてください。その中継ポンプというのは、どこにあって、どういうもので、いつ、

どのように不具合が生じて、どういうふうにご工事をしましたというのが分かるように。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

個別ポンプが4か所と中継ポンプが8か所ございます。そのうちの8号中継ポンプのほうに故障がありまして、今回修繕を行う必要がございました。

緊急修繕の内容としましては、水位計は通常、運転と停止の水位になった時点で、それぞれ運転と停止の指令を発する装置ですが、現在故障のためにバックアップ回線の運用となっています。バックアップの回線では、運転水位のみを感知し、停止はタイマーの制御となっているため、状況によってはポンプが空運転する可能性があり、最悪、ポンプが故障する可能性があります。バックアップ回線が故障した場合に、現場の汚水を揚水する機能がなくなりますので、付近に汚水が漏れる等の被害が出ます。

場所につきましては、すみません、何か所もポンプがございまして、ちょっとどう説明していいかというのが――。場所につきましては、内野小学校の冷水峠側のほうになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁の続きがありますか。

○議長（江口 徹）

ないですよ。どうぞ。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

場所が分からないんでしょう。内野エリアの事業だとは思っていますけれど、このポンプが4か所と8か所、中継ポンプが8か所もあるんですね。それで、ちょっと場所が分からないので、資料を出していただけますか。取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料は、提出できますか。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

準備はできます。提出させていただきますが、少しお時間を頂きたいと思います。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に、資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

要求がありました資料については、サイドボックスに入っておりますので、ご確認ください。

（発言する者あり）川上議員、よろしいですか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料ありがとうございました。説明することがありますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今お配りした資料を説明いたします。真ん中の赤く「内野小学校」と書いているところがありまして、その北側の「8号中継ポンプ」が当該箇所になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

処理施設は内野小学校の山側、両方が山ですけど、これは位置的にはどういう位置なんですかね。原田線はどこを走っているんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

処理施設は「内野小学校」と書いているところの右側のほうになります。旗揚げをしております。「集落排水処理施設」と書いております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「内野小学校」の左側が鉄道ということですかね。ですから、これは200号を挟んで東側ということなんですね、処理施設は。分かりました。

では、先ほどの8号が、最悪の場合は汚水があふれ出るというようなことも考えられたので、今回、工事でストップできましたということだったと思うけれど、ちょっと経過を時系列で教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

令和7年4月に職員のほうでパトロールというか巡回をしております、その中で緊急のランプがついておったので異常水位ということで、職員のほうが発見し、それで修繕の方向を考えて発注している経過になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その後のことを聞かしてください。4月の何日ですか。巡回して、発見しましたというのは。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

4月のいつかはちょっと不明になりまして、4月の上旬だったかと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう少し、流用したところまで説明してもらってもいいんですけど、下水道課でどこまで答弁できるんですか、時系列的には。流用のところまで答弁できるんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

工事の経過につきましては、4月に異常を発見しまして、それから5月に積算というか、修繕のほうの設計をいたしまして、それから、入札のほうが9月8日執行となりますので、指名競争入札の電気Bの19者によって、岩下電気商会のほうが受注している状況になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと答弁を続けてください。入札までは分かりました。落札業者も分かりました。それで、その後があるんでしょう。補正予算に至るまでね。急がなくてよいので。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

この修繕を行うために光熱水費から41万9千円を維持補修費のほうに流用いたしまして、修理を行う手続を進めました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

岩下電気商会が落札しました。19者で競争しましたね。では、そういう答弁になるんだったら、1個ずつ聞いていきましょね。入札結果を教えてください。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

電気Bの19者を指名いたしました。指名を8月28日に行っております。入札が9月8日に行われましたが、応札業者は19者中8者となっております。

落札額が、税抜になりますけれども106万6千円で、岩下電気商会が落札しております。

工期は、令和8年3月27日までということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予定価格は幾らですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、補正予算——、この案件としてはちょっと違うかもしれませんが。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

すみません、こちらのほうは修繕になりますので、予定価格のほうは公表しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

130万円でしたかね、課長決裁の金額。従前は130万円と理解しておりましたけれど、それは上がったでしょう。幾らになったんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

こちらは修繕になりますので、修繕は100万円以上で、入札を行うこととなります。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

修繕につきましては500万円までが課長決裁となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回入札した理由は何ですか。入札というか、19者を指名する指名競争入札をしたのはなぜですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

指名競争入札の基準にのっとり入札を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのところをちょっと説明してください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

市長部局でいいます契約課の役割を企業管理課のほうで担っております。企業局においては、事務取扱規程が別にございまして、修繕につきましては、500万円未満は課長の専決事項となっておりますので、私のほうで指名競争入札で実施したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長部局の契約課長専決事項を、そのままの姿で読み替えるということになっているわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

別に事務取扱規程がございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどの課長の答弁の中にあつたことですので、その規程を紹介してもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

規程につきましては飯塚市企業局事務取扱規程になります。

○議長（江口 徹）

どこに、どうやって書いてあるのか――。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

第4条関係の別表1の4の企業管理課長専決事項になります。その10番目になります。

「1件500万円未満の物品購入契約及び修繕契約並びに1件1千万円未満の委託契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。」

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、予定価格は決定するんじゃないんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

飯塚市では、工事、コンサルに関しては、予定価格、最低制限価格の公表は行っておりますけれども、修繕、物品、役務等については行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

行っていないということは、議会で答弁されるので本当だと思いますけれど、それは何に基づいてやっていないんですか。

○議長（江口 徹）

川上議員。補正予算の部分で、これは流用する案件で、補正予算をつくる基となった分ではありますが、ぜひ補正予算の範囲内での質問をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時53分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。なお、次の会議は、明12月17日の午前10時に開くことにいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後 3時53分 延会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
13番	田中	裕二	27番	坂平	末雄
14番	石川	華子	28番	道祖	満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 瀨 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

公営競技事業所副所長 榊 敏 江

副 市 長 藤 江 美 奈

高齢者支援課長 村 上 光

教 育 長 桑 原 昭 佳

介護保険課長 許 斐 友 美 子

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

企業管理課長 手 柴 弘 美

総 務 部 長 許 斐 博 史

下水道課長 西 岡 真 結

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵 美 子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

公営競技事業所長 木 村 尊 治

企 業 局 次 長 今 仁 康

医療保険課長 大 隈 友 加